

はやむを得ないものと考え
ています。

しかしながら、再稼働に
当たっては、福島を事故を
十分検証し、国が責任を持
って原子力発電の安全性を
示し、万全の安全対策と危
機管理体制のもとで行われ
るべきであると考えていま
す。

また、原子力発電所の運
転、点検等については、「核
原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律」
や「電気事業法」により定
められており、原子力発電
所の運転再開には国の審査
は必要ですが、地元自治体
の同意は必要ないとされて
います。しかし、四国電力
株式会社では、道義的な考
えから、立地自治体として
愛媛県と伊方町から安全確
認の同意を得るとされてい
ます。

原子力災害は広範囲に及
ぶものであり、現在見直し
が行われている「防災指針」
により、大洲市も*UPZ
に該当することになります。
市としては、影響範囲が
広域的になる原子力災害の
性質や高度な専門性を必要
とする分野であることを考

えたとき、広域的な調整機
能を有する愛媛県が、県民
の安心・安全に責任を持つ
立場から、大洲市を含めて
周辺市町の意見を集約しな
がら、安全確認を進めてい
くことが妥当であると考え
ています。

*UPZ：緊急防護措置計
画範囲。原発施設から概ね
30キロメートル。

郷土芸能の育成

問 現状と支援について

答 特に近年においては、
少子・高齢化や過疎
化の急速な進展により、後
継者不足が大きな問題にな
っており、郷土芸能をどの
ように守り、育て、継承し
ていくかが大きな課題とな
っています。

このような状況の中、本
市においては県指定文化財
である藤縄神楽保存会をは
じめ山島坂鎮神楽保存会、
大谷文楽保存会など10団体
の活動に対して補助金を交
付し、団体の活動や後継者
育成の支援を行っています。

また、用具の調達や修理
など多額の経費を必要とさ

れる場合には、平成22年度
に市が創設した魅力ある地
域づくりを目指す「がんば
るひと応援事業」をはじめ、
伝統芸能保存会活動を支援
する「うるおいの里事業」
や財団法人自治総合センタ
ーが創設している「宝くじ
助成事業」など有利な補助
制度の活用についても助言
を行うなど、保存継承の側
面的な支援にも取り組んで
います。

郷土芸能発表の場の提供
としては、市文化協会の各
支部が開催される芸能発表
会や毎年11月3日に「大洲
まつり実行委員会」が主催
される「お祭り村広場」で
の「郷土芸能まつり」など
があります。市が主催す
る成人式においても、新成
人に郷土芸能を紹介してい
ます。

今後においても、郷土芸
能保存団体の活動や後継者
育成に係る取り組みへの支
援を継続するとともに、活
動状況等の把握を行い、各
種イベント等での発表の場
づくりに努めていきたいと
考えています。

中学校の武道必修

問 事故防止について

答 平成24年4月から完全
実施される中学校学習
指導要領において、武道が
必修化され、体育の時間に
剣道や柔道などの授業が行
われることとなっています。

大洲市内の9つの中学校
においては、7校が剣道を、
1校が柔道を、残る1校が
学年により剣道と柔道を履
修するという選択をしてい
ます。

柔道については、他のス
ポーツと比べると危険性が
高く、ひとつ間違えば命に
かかるような事故につな
がるなどの指摘もされていま
す。そのため、文部科学省
も、3月9日に「武道必修
化に伴う柔道の安全管理の
徹底について」という通知
を各都道府県の教育長宛に
出したところです。

その概要は、「指導者、
指導計画、施設設備や用具、
事故が発生した場合の対応



についての4項目で、各学
校とともに、設置者におい
て確認することになってお
り、全てが満たされた上で、
柔道の授業を実施し、条件
が満たされていない項目が
発見された場合には、当面
柔道の授業の開始を遅らせ、
早急に条件整備を進めるな
ど、適切な措置が講じられ
るようにすることというも
のです。

また、文部科学省は、柔
道の授業を実施予定の全て
の中学校に対し、チェック
リストを用いて、この4項
目について平成24年4月27
日の時点で確認し、5月31
日までに報告するよう都道
府県教育委員会に求めてい
ます。

大洲市教育委員会では、
柔道を選択している2校に
対し、ほとんどの項目につ
いてクリアしていることを
確認済みですが、なお一層
徹底した上で、細心の注意
を払いながら、安全面に万
全を期していきたいと考え
ています。また、必要に応
じて、大洲市独自のマニユ
アル作成も視野に入れなが
ら適切に対処していきたい
と考えています。